電気設備工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1 建設工事名　令和５年度 静岡県立こども病院手術室空調設備更新工事

2 建設工事場所　静岡市葵区漆山地内

3 建物概要

手術室全６室

0P1:64.28㎡ 0P2:86.25㎡ 0P3:115.13㎡

0P4:63.90㎡ 0P5:63.90㎡ 0P6:96.08㎡

4 工事科目（ ⊙印のあるもの）

・ 電灯設備(電灯幹線、電灯分岐、コンセント分岐)	・ 誘導支援設備（音声誘導装置、インターホン、トイレ呼出）
⊙ 動力設備(動力幹線、動力分岐)	・ テレビ共同受信設備
・ 電熱設備	・ 監視カメラ設備
・ 雷保護設備	・ 駐車場管制設備
・ 受変電設備	・ 防犯・入退室管理設備
・ 電力貯蔵設備(直流電源、交流無停電電源)	・ 火災報知設備（自動火災報知、自動閉鎖、非常警報、ガス漏れ）
・ 発電設備	⊙ 中央監視制御設備
・ 構内情報通信網設備	・ 屋外構内配電線路
・ 構内交換設備	・ 屋外構内通信線路
・ 情報表示設備(出退・情報表示、電気時計)	・ テレビ電波障害防除
・ 映像・音響設備	・ 昇降機設備
・ 拡声設備	・ 電気自動車用充電設備

Ⅱ 仕　様

1 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書（令和 4 年版）による。

・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
・ 建築物解体工事共通仕様書

2 標準図は以下の令和 4 年版による。

・ 建築工事標準詳細図
・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)

3 設計図書に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。

(1) 質疑回答書（(2)～(5)に対するもの）　(2)現場説明書　(3) 特記仕様書　(4) 図面　(5) 標準仕様書

4 特記仕様

(1) 項目は全て適用する。

(2) 特記事項のうち選択する事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。

⊙ 印のない場合は、※印を適用する。　⊙ 印と ⊛ 印の付いた場合は、共に適用する。

科目	項目	特記事項
一般事項	①法令その他	この工事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあっては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。
	②工事実績情報の登録	受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報ｻｰﾋﾞｽ（CORINS）に登録すること。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。なお、契約金額の変更登録は、完成時のみとする。
	③工事の一時中止	静岡県建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	④施工図等の権利	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	⑤工事写真	営繕工事写真撮影要領令和３年版及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領(平成28年版)によるエ事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版」によるほか、監督職員の指示により撮影する。
	⑥監理事務所	※ 設けない　・ 設ける（ ・ 既存建物内の一部を使用する　・ 構内に新設する ）
	⑦工事用水電力等	本工事に必要な工事用電力・水等は受注者の負担とする。
	⑧工事用仮設物	敷地内につくることが　※ できる　・ できない
	⑨電気工事士	最大電力５００ｋW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
	⑩電気保安技術者	電気保安技術者の選定については、標準仕様書のほか監督職員が認める者とする。
	⑪発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの　（ ・ ＰＣＢ使用機器　） (2) 特別管理産業廃棄物　（ ・ 水銀灯　・ 蓄電池　） (3) 再資源化を図るもの　（ ・ 蛍光ランプ　・ 白熱灯　・ ＨＩＤ灯　） (4) 発生材保管、集積場所が必要なもの（　） 照明器具安定器にＰＣＢが使用されている場合は、安定器を本体より分離し保管ボックス（鋼板製）に収納して建物管理者に引き渡す。また、変圧器・コンデンサ等を廃棄しようとする場合は、ＰＣＢ混入の可能性の有無について確認し、混入の可能性が判定・確認できない場合は、ＰＣＢ廃棄物として保管受皿に入れ指定された場所に保管する。 建設廃棄物の処理にあたっては建設廃棄物処理計画書を提出すること。

共通工事	⑫産業廃棄物管理票	(財)日本産業廃棄物処理振興センター（ http://www.jwnet.or.jp ）が運営する「情報処理センター」の登録（電子マニフェスト）により行うこと。 これにより難い場合は監督職員と協議する。
	⑬建設副産物情報交換システム	本工事の情報を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。 また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。
	⑭特定建設資材の再資源化等	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)の通知の有無 ・ 通知を要しない（対象工事でない）　・ 通知を要する（対象工事である） 対象建設工事の場合は、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。 (1) 分別解体の方法 工程：・ 新築工事等　作業内容：建築設備工事 ※ 有　分別解体の方法：※ 手作業 ・ 手作業・機械作業併用 (2) 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設 ・ コンクリート　・ ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材　・ ・ 木材　・ ・ アスファルト・コンクリート　・ 注)(1)、(2)については積算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。 受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても設計変更の対象としない。
	⑮環境性能等	使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。
	⑯使用機材の選定	工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用材料（機器）報告書」を監督職員に提出して承諾を受けること。
	⑰地場産品	静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき、地場産品の使用促進を図ることで、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。 受注者は、工事に使用する建設資材等について、契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。 「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。 「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。 「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。
	⑱機材の検査等	使用する機材について、自主検査記録（任意様式）を作成すること。 ただし、別表に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。 なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は以後原則として抽出検査とする。 また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。
	⑲排出ガス対策等	使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。
	⑳検査	中間検査　・ 対象工事（実施は中間検査実施基準による）　・ 対象外工事 工事施工中における技術検査の実施回数等は監督職員の指示による。
	㉑完成図書	現場説明書による。
	㉒電子納品	電子納品特記仕様書による。 貸与する設計図データの有無（ ・ 有り　※ 無し ） 貸与するＣＡＤデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。
	㉓公共事業労務費調査に対する協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
	㉔石綿含有建材の事前調査	受注者は石綿含有建材の事前調査を行う。なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告システム」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出すること。 ※石綿事前調査結果報告システムには「gBizID（https://gbiz-id.go.jp）」への登録が必要となる。

共通工事	1 仮設備	仮設備項目（ ・ 受変電　・ 発電　・　）
		仮設備期間（ ・ 図示　・　）
	②足場その他	※ 別契約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 内部足場の種別　※ 脚立、足場板等　・ 外部足場の種別　※ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種 ・ Ｅ種 Ａ種 ： 施工箇所面に枠組足場を設ける Ｂ種 ： 施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける Ｃ種 ： 施工箇所面に単管本足場を設ける Ｄ種 ： 仮設ゴンドラを使用する Ｅ種 ： 移動式足場を使用する 設置においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)における手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式に基づき設置すること。 外部足場の防護シートによる養生 ・ 養生ネット　・ 養生シート（ ・ Ⅰ類　・ Ⅱ類 ） ・ ネット状養生シート（ ・ Ⅰ類　・ Ⅱ類 ） ・ 防音シート　・ 防音パネル　・　・　）
	③養生	養生範囲（　協議による　） 養生方法（　協議による　）
	4 土工事	標準仕様書によるほか次による。 (1) 管路を敷設する掘削床は平坦に突き固める。 (2) 埋戻し及び盛り土（○印があるもの） ・ 根切り土　・ 持込み土（　） (3) 残土処分 ・ 構内散きならし ・ 構外搬出　片道運搬距離（　）km、ＤＩＤ区間（ ・ 有　・ 無 ） 場外指定場所に搬出し、搬出後、監督職員へ提出場所の受入を証明する資料を提出する。 搬出場所の名称及び所在地（　） 受入条件（　） 仮置場（　） 受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ・ 構内指示の場所に堆積
	5 コンクリート工事	コンクリート圧縮強度試験 現場での試験　（ ・ 行わない　・ 行う ） 工場での試験成績書の提出（ ・ 求める　・ 求めない ）
	⑥接地工事	(1) 接地工事の接地抵抗は、原則として規定値の90パーセント以下の値とする。 (2) 板状の接地極は 900mm×900mm、厚さ1.5mm以上の厚板とし、管状又は棒状の接地極は銅又は銅被覆鋼製接地棒もしくは炭素鋼棒とする。 (3) その他、図面に特記なき場合は、表1「接地極一覧表」による。
	⑦関連する工事との施工区分	図面に特記なき場合は、監督職員と協議する。
	⑧機器等の取付高さ	図面に特記なき場合は、表２「機器標準取付高さ」を標準とし、監督職員との協議の上決定する。
	⑨耐震施工	設備機器・配管等の支持、固定は、表３「耐震施工の基準」による。 ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。 設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の重量を乗じたものとする。 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。 設置場所：上層階・屋上階及び塔屋 Ｓクラス 2.0 Ａクラス 1.5 Ｂクラス 1.2 中間階 1.5 1.0 0.72 地下階及び１階 1.0 0.6 0.48 本施設は（ ・防災上重要な機能を必要とする防災拠点等 ・防災上重要な施設 ・一般の施設 ）とする。 機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。 Ｓクラス：・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 非常用蓄電池設備 ・ 交換機、無線装置等 ・ 防災用情報通信設備 ・ アンテナ、統制台等 ・ ／ 一般の施設：・ ・ ・ Ａクラス：・ 電話設備 ・ 中央監視設備 ・ 非常放送設備 ・ 幹線設備（盤類を含む） ・ ／ 一般の施設：・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 非常蓄電池設備 ・ 電話設備 ・ 非常放送設備 ・ Ｂクラス：Ｓ、Ａクラス以外の機器等 ／ Ｓ、Ａクラス以外の機器等 配管、ダクト、機器等の天井吊下げ用として金属拡張アンカーを用いる場合には、締付け方式のアンカーを使用すること。 あと施工アンカーの引き抜き試験　・ 行う　※ 行わない

⑩非破壊検査	改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査を ※ 行う（ 床 ※ 放射線透過検査 ・ レーダー探査 ／ 壁 ※ レーダー探査 ・ 放射線透過検査 ） ・ 行わない
⑪分電盤、制御盤、配電盤等	標準仕様書によるほか次による。 (1) 扉の幅が、端子盤及び機器収納箱にあっては600mm、制御盤にあっては800mmをこえる場合は扉は原則として両開きとする。 (2) 蝶番は、寸法・重量等を考慮した丈夫なものとし十分な耐久性を保つ構造とする。 (3) 屋外用の盤類は水が浸入しない構造とし、計器窓は網入りガラスとする。 (4) 盤類の塗色は次による。 ※ マンセル 2.5Y9/1　・ 塗色なし　・ 指定色（　） (5) 屋外形の開閉器箱及びプルボックスは、次による。 開閉器箱：　※ 鋼製　・ 樹脂製　・ ステンレス製　・ 図示による プルボックス：・ 鋼製　・ 樹脂製　※ ステンレス製　・ 図示による (6) ＯＡ盤の端子盤部に通気口又は冷却ファンを設ける。仕様はメーカー仕様に準ずる。
12 架空電線	特記なき電柱の、腕金、がいし、支線その他の装柱材は、電力会社仕様による。
13 電力・電話の引込み	電力及び電話線引込線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打合わせの上監督職員との協議により施工する。また、外線工事負担金などの調査報告を監督職員に対し速やかに行う。申請書類作成を行い、申請手続に要する費用は受注者の負担とする。
14 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込み配管は、原則として避けるものとする。
15 位置ボックス等	ケーブル送り配線となる天井埋込照明器具、スピーカ及び感知器の位置ボックスは不要とする。
16 防護柵	屋外キュービクルの周囲に防護柵を設置する場合は、高さ1.8m以上とする。 建築工事に含まれる場合には協議を要する。
17 地中電線	(1) ハンドホールの蓋 地中配線路の鉄蓋には、破壊荷重と次の事項を鋳込みとする。 ・地中配線路の用途（「電気」、「通信」等） (2) 地中配線の埋設深さ等 地中配線で特記なき埋設深さは0.6m以上とする。 (3) 次の箇所には原則として埋設標を設ける。 ア 建物及びハンドホールへの引込口及び引出口付近 イ 地中線路の曲折箇所 ウ 直線部分では30mごとに1個（30mに満たない場合はその中間に1個） エ 道路横断箇所
18 自立型アンテナマストのベースアンカー	自立型アンテナマスト及び自立型避雷設備等のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は500mmを標準とする。
⑲電線保護物類	(1) 合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管）及び付属品 タイプ25を使用するものとする。 電力用位置ボックス類は、合成樹脂製又は鋼製とする。鋼板製とした場合は管内に接地線を付加し、当該ボックスにボンディングを施すものとする。 ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。 (2) 金属製露出管路 次の管路は、塗装を行う。ただし、溶融亜鉛めっき加工された電線管を除く。 （ ※ 屋外　※ 配線室を除く屋内で見えがかり部分　・　・　） (3) ケーブル配線の保護管は、標準仕様書金属管配線、合成樹脂管配線の項による。 (4) 弱電設備の管の敷設 ケーブルを収容する管路の１区間の屈曲箇所は３箇所以内で曲げ角度の合計は180° 以内とする。ただし、通線及び管内の電線の引き替えが容易に行えるように施工する場合はこの限りでない。 (5) 壁面配管等で人が容易に触れるおそれのある部分（２ｍ以下）の配管支持材には保護キャップ等の安全措置を施すものとする。
20 照明用ポール	照明用ポールは、次による。 ※ 配線用遮断器又はカットアウトスイッチを設ける。仕様についてはメーカー仕様に準ずる。 ・ 配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。
㉑配線器具	(1) スイッチは原則としてネーム付きとし、器具の場所を表示する。 (2) フラッシュプレート ※ 新金属　・ ステンレス　・ 合成樹脂 (3) フロアプレートは水平高低調整付（空転防止形または工具締付形）とする。 ※ アルミ製　・ 黄銅製 (4) 発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。 (5) コンセントには回路番号を表示する。
㉒屋外の支持金物	電線管等の屋外支持金物は、原則として次による。 ※ ステンレス製　・ 亜鉛メッキ
㉓機器姿図	姿図の形状及び寸法は概略を示す。
24 照度測定	照明器具を新設、改修した部屋の照度 ・測定する　・測定しない 測定箇所等は監督職員の指示による

地方独立行政法人静岡県立病院機構　静岡県立こども病院		検図	作図
令和５年度　静岡県立こども病院手術室空調設備更新工事			図番 ―
日付	縮尺	図名	電気設備工事特記仕様書（R5.4） 1/2

電気設備工事特記仕様書

	㉕ 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の (1) から (4) を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着材は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑材を除く）が添加されていない材料を使用する。 (4) (1) の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	㉖ 化学物質の濃度測定	・要　　※ 不要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等については、監督職員の指示による。
	㉗ 設備機器容量	本工事及び関連工事において設備機器容量等が相違する場合は、関連する設備の施工及び機器製作前に監督職員と協議し、指示を受けること。
撤去工事	① 撤去	・ 撤去前に内容物（発電設備燃料等）の回収を要する機器、配管等の処置（　　） ・ 撤去後の補修、復旧（　　）
	② 石綿含有建材の除去工事	事前調査　　※ 行う　　・ 行わない 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している建築材料等の使用の有無について調査する。 分析による石綿含有建材の調査　※ 行わない　・ 行う（　　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿粉じん濃度測定　　※ 行わない　・ 行う（　　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成１８年３月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。 石綿含有品　　・ フランジ用ガスケット（ ・ 配管　　・ ダクト ） ・ 天井材　　・ ・ 外壁（ ・塗材 ・スレート ・　　） 撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理を行い、必要に応じて官公庁等への届出を行うこと。 石綿含有塗材の塗布された外壁及び石綿含有スレート波板等の外壁面に対して、足場及び配管等の支持のため、アンカーを打設する際にも、石綿作業主任者を配置し、外壁面に対して湿潤状態とし、集塵機能付き電動工具を使用する等、飛散防止措置を講ずること。
電力・発電設備工事	1 防災用照明器具	建築基準法の規定による非常用照明器具は次による。（ ○で囲むもの ） ・ 電池内蔵形　　・ 電源別置形（ ・ バッテリー　　・ 発電機 ）
	2 電動機等の接地	金属管配線において、電動機容量7.5 KW以下は金属管を接地線とする。
	3 受変電設備	受変電キュービクル本体の耐震性は、JEM-TR144「配電盤・制御盤の耐震設計指針2003年版」（一般社団法人日本電機工業協会）における耐震機能クラス１とする。
	4 雷保護設備	(1) 保護レベル　　・ Ⅰ　　・ Ⅱ　　・ Ⅲ　　※ Ⅳ (2) 受雷部システムの配置　　・ 保護角法　　・ 回転球体法　　・ メッシュ法
	5 主燃料槽	主燃料槽は満油渡しとする。
	6 太陽光発電設備	太陽電池アレイ用支持物の荷重計算は、JIS C 8955:2011「太陽電池アレイ用支持物設計標準」による。 太陽光発電システムの用途 ※ 極めて重要な太陽光発電システム　　・ 通常の太陽光発電システム
通信・情報設備工事	1 構内情報通信網設備	学校については校内ＬＡＮ工事特記仕様書による。
	2 テレビ共同受信装置	(1) テレビ機器収容箱 ブースターを収容する収納箱は、露出コンセント（2P15A 2口）を内蔵し、扉には放熱に有効なガラリ等を備えたものとする。 (2) アンテナマスト　　・ 自立形　　・ 壁面形 ・ 標準図のＡの寸法　（　　）mm

防災設備工事	1 自動火災報知装置	(1) 受信機 ・ Ｒ型　・ Ｐ型（　　）級（　　）回路 予備電源付（ ・ 壁掛形　・ 自立形 ） 複合盤の場合は図示する。 (2) 副受信機　　表示窓数（　　）窓（ ・ 壁掛形　・ 自立形 ） (3) 発信機　　・ Ｒ型　・ Ｐ型（　　）級（　　）形 (4) 機器収納箱　　・ 埋込形　・ 露出形　・ 消火栓箱組込形 (5) 消火栓ポンプ始動用表示灯　・ 専用　　※ 火報と兼用
	2 自動閉鎖装置	(1) 連動制御器　（　　）回線（複合盤の場合は図示する。） (2) 動作仕様 ア 作動方式　・ 多回線順次作動　・ 単独作動 イ 防煙ダンパ　・ 手動復帰　・ 遠方復帰
	3 非常警報装置	(1) 非常警報装置　　・ 埋込形　・ 露出形 (2) 起動装置（押しボタン）　・ 埋込形　・ 露出形
	4 ガス漏れ火災警報装置	(1) 受信機　（　　）回線　予備電源付（ ・ 壁掛形　・ 自立形 ） 複合盤の場合は図示する (2) 検知器　・ 都市ガス　・ 液化ガス 電源　・ AC100V　・ DC24V (3) 中継器　確認表示灯　・ あり　・ なし
その他		舗装版切断時の濁水は産業廃棄物として適切に処理を行うこと。

別表

名称
・配電盤、分電盤、制御盤、警報盤等
・電熱装置
・高圧機器類
・特別高圧機器類
・直流電源装置
・交流無停電電源装置（ＵＰＳ）
・ディーゼル発電装置
・ガスエンジン発電装置
・マイクロガスタービン発電装置
・燃料電池発電装置
・熱併給発電装置
・太陽光発電装置
・風力発電装置
・構内情報通信網装置
・構内交換装置
・情報表示装置
・映像・音響装置
・誘導支援装置
・テレビ共同受信設備
・監視カメラ装置
・駐車場管制装置
・防犯・入退室管理装置
・監視制御装置
・
・

⊙ 印の付いたものを適用する。

表１　接地極一覧表

接地の種類	記号	接地抵抗	接地極の規格・数量
・共同接地	ＥＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 組
・共同接地	ＥＡ・Ｃ・Ｄ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 組
・Ａ種	ＥＡ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 ２組
・Ｂ種	ＥＢ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 組
・Ｂ種	ＥＢ	37.5～75Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝３０）× ３連
・Ｃ種	ＥＣ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 ２組
・Ｄ種	ＥＤ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又は Ｗ＝３０）× １
・Ｄ種	ＥＥＬＣＢ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又は Ｗ＝３０）× １
・雷保護用	ＥＬＡ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× 連一 組 又はＥＰ×０６－２
・高圧避雷器	ＥＬＨ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 ２組
・低圧避雷器	ＥＬＬ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 ２組
・交換機用	Ｅｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 組
・通信機器用	ＥＡｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 ２組
・通信機器用	ＥＤｃ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又は Ｗ＝３０）× １
・測定用	Ｅｏ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又は Ｗ＝３０）× １
・構造体接地		Ω以下	
・等電位接地		Ω以下	

注１）ＥＢでＤ＝１４の場合はＬ＝１５００とし、Ｗ＝４０の場合はＬ＝１２００、Ｗ＝３０の場合はＬ＝９００とする。
注２）図中に記載がある場合は、それを優先する。

表２　機器標準取付高さ

	名称	測定	取付高さ(mm)		名称	測定	取付高さ(mm)
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	表示	表示盤	床上～中心	天井高×0.9
	引込開閉器	地上～中心	1,800～2,200		壁付発信器	床上～中心	1,100
					ﾍﾞﾙ・ﾌﾞｻﾞｰ・ﾁｬｲﾑ	床上～中心	2,300
					壁付押し釦（一般）	床上～中心	1,100
電灯	分電盤	床上～中心	1,500				
		（上端1,900以下）					
	スイッチ	床上～中心	1,100	誘導支援	壁付インターホン	床上～中心	1,100
	人感ｾﾝｻ用切替ｽｲｯﾁ	床上～中心	1,800		壁付ﾌﾟﾗﾝﾄ（一般）	床上～中心	400
	コンセント（一般）	床上～中心	400		壁付ﾌﾟﾗﾝﾄ（和室）	床上～中心	200
	（和室）	床上～中心	200		押し釦（トイレ呼出用）	床上～中心	900又は400
	（台上）	台上～中心	150～200		復帰釦	床上～中心	1,800
	（土間）	床上～中心	500				
	（外壁・屋外）	地上～中心	800	テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	200
	ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300		直列ユニット（一般）	床上～中心	400
	（踊場）	床上～中心	2,000～2,500		直列ユニット（和室）	床上～中心	200
	（鏡上）	鏡上端～中心	150				
動力	壁掛制御盤	床上～中心	1,500	火災報知			
		（上端1,900以下）			受信器・副受信器	床上～中心	800～1,500
	手元開閉器	床上～中心	1,500		機器収容箱・受信器	床上～中心	800～1,500
	操作スイッチ	床上～中心	1,300		ベル	床上～中心	2,300
電話	室内端子盤	床上～下端	300		表示灯	床上～中心	2,100
	集合保安器箱	天井下～上端	200		ＬＰガス用検知器	床上～上端	300
	壁付アウトレット（一般）	床上～中心	400				
	（和室）	床上～中心	200	備考	注） 1. 天井高 3,000以上の場合は、監督職員と協議する。 2. 意匠に関係する部分（正面玄関・玄関ホール・ＥＶホール・上級室・会議室）の取付位置は、監督職員と十分協議する。 3. 表は原則とし、施工前に監督職員の承諾を受ける。		
時計・拡声	壁付形親時計	床上～中心	1,500				
		（上端1,900以下）					
	子時計	床上～中心	天井高×0.9				
	壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9				
	壁付アッテネータ	床上～中心	1,100				

表３　耐震施工の基準
設備機器・配管等の支持、固定は、以下の図書を適用する。
ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（平成25年度）
センター指針：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*
防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

*ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

地方独立行政法人静岡県立病院機構　静岡県立こども病院		検図	作図
		：	：
令和５年度 静岡県立こども病院手術室空調設備更新工事			図番
			—
日付	縮尺	図名	電気設備工事特記仕様書（R5.4）2/2